

管理不全



空家の解体費用 を補助します

最大 **20**
万円

市民の安全で安心な暮らしの確保及び良好な生活環境の保全並びに跡地利用の促進を図るため、**管理不全空家等と認定された空家**の解体工事にかかる費用の一部を補助します。特定空家等と同じ事前調査申込書で申し込みできます。

対象空家

空家等対策特別措置法に基づく「管理不全空家等」のうち
人の居住の用に供する家屋

※適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態を総合的に勘案し、市が認定します。

対象者

管理不全空家等の所有者または相続人（市税の滞納がないことが条件）

対象工事

補助対象空家等及びそれに付属する工作物を全て解体・除去し、
更地とする工事

補助内容

補助対象工事の工事費 上限20万円

注意事項

チェック！



☐ すでに完了した工事、着手した工事、交付決定前に行った契約による工事は、補助の対象となりません。



☐ 解体工事は、市内に本店、支店又は営業所等を有する解体施工業者に施工を依頼してください。



☐ 補助の申請には、必ず市による事前調査申し込みが必要です。
調査の結果、基準に満たない場合は、補助対象となりません。



☐ 解体後の土地は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、固定資産税などの税金が上がる場合があります。

手続の流れ

市への事前申込

市が調査判定

市へ交付申請

市が交付決定

解体工事契約・
実施

市へ実績報告

市が補助額決定・
補助金交付

詳細については、別紙「三条市管理不全空家等解体費補助金交付 手続きの流れ」及び「三条市管理不全空家等解体費補助金の概要」をご参照ください。

【問合せ先】

三条市市民部環境課 生活安全・交通係

〒955-8686 新潟県三条市旭町2-3-1

電話：0256-34-5435 E-mail：kankyo@city.sanjo.niigata.jp



市ホームページ